

平成26年（行ウ）第288号，平成28年（行ウ）第47号 生活保護基準引下げ処分取消等請求事件

裁判官 森健一 齋藤毅 日比野幹（言渡日 令和3年2月22日）

判 決 骨 子

厚生労働大臣が平成25年から平成27年にかけて生活保護基準を減額改定した判断には，特異な物価上昇が起こった平成20年を起点に取り上げて物価の下落を考慮した点，生活扶助相当CPIという独自の指数に着目し，消費者物価指数の下落率よりも著しく大きい下落率を基に改定率を設定した点において，統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性を欠き，最低限度の生活の具体化に係る判断の過程及び手続に過誤，欠落があるといわざるを得ず，裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるというべきであるから，上記改定は，生活保護法3条，8条2項の規定に違反し，違法である。

以 上